

平成 2 1 年
第 1 回

定例会会議録

平成21年 2 月20日 開会
平成21年 2 月20日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成 2 1 年第 1 回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例の一部を改正する条例	9
議案第 2 号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	10
議案第 3 号 平成 2 0 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 2 号） ...	14
議案第 4 号 平成 2 1 年度東京たま広域資源循環組合負担金について	16
議案第 5 号 平成 2 1 年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算	16
閉会	27

平成 2 1 年 第 1 回 東京 たま 広域 資源
循 環 組 合 議 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 2 1 年 2 月 2 0 日 (金)

午 後 1 時 3 0 分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第 1 号
東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号
平成 2 0 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 4 号
平成 2 1 年度東京たま広域資源循環組合負担金について
- 日程第 9 議案第 5 号
平成 2 1 年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

出席議員

第2番	矢口昭康君	第3番	土屋美恵子君
第4番	田中順子君	第5番	山井正作君
第6番	杉村康之君	第7番	臼井伸介君
第8番	宮本和実君	第11番	宮崎照夫君
第12番	菅原直志君	第13番	鈴木忠文君
第14番	亀倉順子君	第15番	石塚陽一君
第16番	小野沢久君	第17番	谷田部和夫君
第18番	関野杜成君	第19番	友野ひろ子君
第20番	阿部利恵子君	第21番	高山晃一君
第22番	小林義治君	第23番	原島茂君
第24番	瀧島愛夫君	第25番	大塚光男君
第26番	上野勝君		

欠席議員

第1番	対間康久君	第9番	伊藤泰人君
第10番	遠藤百合子君		

説明のため出席した者

管理者	石川良一君	副管理者	竹内俊夫君
副管理者	星野繁君		
事務局長	鈴木秀章君	総務課長	風間智君
参事兼事業課長	前川浩君	参事兼環境課長	三田村浩昭君
参事兼企画調整課長	原島利行君	管理センター長	矢島一夫君
エコセメント担当参事	太田哲郎君	会計管理者	川田鉄夫君

職務のため出席した者

書記	本木直明君	書記	川上吉晴君
書記	上村彰君	書記	永山祐介君

平成21年第1回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成21年2月20日(金)

午後1時30分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時27分開会

議長(小林 義治君) 定刻となりました。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、1名の議員が今回の定例会より交代いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

25番、西東京市 大塚光男議員。

25番(大塚 光男君) 西東京市の大塚でございます。所属は自由民主党でございます。よろしくをお願いいたします。

議長(小林 義治君) ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

[日程第1] 諸般の報告

議長(小林 義治君) 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものとします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

[日程第2] 会議録署名議員の指名

議長（小林 義治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第4番、田中順子議員、第13番、鈴木忠文議員を指名いたします。

[日程第3] 会期の決定

議長（小林 義治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 義治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

[日程第4] 管理者報告

議長（小林 義治君） 日程第4、管理者報告を行います。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） 平成21年第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、組合議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会は、平成21年度一般会計予算など5件の議案についてご提案申し上げます。

私からは、最近の当組合をめぐる状況につきまして、幾つかご報告申し上げます。

まず、裁判関係でございます。

谷戸沢・二ツ塚両処分場の建設差止請求訴訟につきましては、昨年12月18日に結審し、3月末までには東京高裁における判決が出る見込みでございます。

エコセメント化施設の操業差止請求訴訟につきましては、現在も進行協議を重ねている段階でございます。

これらの訴訟につきましては、今後も万全を期して取り組んでまいります。

次に、処分場及びその周辺的环境についてでございます。

昨年の12月に、東京都に対しまして二ツ塚処分場並びにエコセメント化施設の東京都環境影響評価条例に基づく事後調査報告書を提出いたしました。この報告書は、12月26日に東京都から東京都環境影響評価審議会に報告されましたが、特に問題点の指摘はございませんでした。

今後も、処分場及びその周辺環境に細心の注意を払い、周辺住民の皆様との信頼関係を保ちながら、適切な管理・運営に努めてまいります。

さて、日の出町との地域振興協定でございますが、平成21年度は13年間に及ぶ協定の最終年次に当たります。次の協定締結に向け鋭意努力をしまっている所存でございますので、議員の皆様のご支援を賜ればと存じます。

最後になりますが、組織団体におかれましては、景気後退による税収の減少などにより、大変厳しい財政運営を強いられているものと存じます。当組合といたしましても、事業の見直しを進め、歳出の縮減の可能性を見きわめながら、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。

今後とも、議員の皆様におかれましては、当組合の事業推進に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） ありがとうございます。

続いて、事務局より経過報告の説明を願います。

鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から、まず経過の報告に先立ちまして、議員の皆様方におかれましては、昨年11月21日に実施いたしました秋川流域開発振興協議会の事業視察にご参加いただきまして、お礼を申し上げます。

それでは、昨年10月議会以降の組合事業の経過報告について申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場関係についてでございます。

まず、両処分場に関係することでございますが、12月8日に第20回技術委員会を開催し、両処分場の上半期の環境調査報告等を行いました。今回の環境調査結果につきましても、周辺環境に何ら影響を及ぼしていないとの見解をいただいております。

続きまして、谷戸沢処分場関係につきましてもご報告申し上げます。

12月17日に第24回環境保全調査委員会を開催いたしました。この委員会は、循環組合と地元第3自治会、日の出町職員で構成され、谷戸沢処分場の環境保全状況のための各種調査を監視することを目的に設置されたもので、委員会では谷戸沢処分場やその周辺の水質環境調査報告を行い、会議では、周辺環境について、これまで同様、安定的に推移しており、問題なしとの結論を得ました。

また、同日夜、第3自治会監視委員会が開催され、処分場の周辺の環境調査報告や二ツ塚処分場への搬入車両台数報告を行い、周辺環境に影響を与えることなく、安全な管理が行われていることを確認していただきました。

次に、下段の二ツ塚処分場関係でございます。

12月22日に第22自治会対策委員会が開催され、二ツ塚処分場の埋立進捗状況や環境調査報告、エコセメント化施設の稼働状況などについて報告し、処分場の環境等につきましては、これまでと同様、安定的に推移していることを確認していただきました。

循環組合では、引き続き両処分場及びエコセメント化施設の安全な管理、運営に努めてまいります。

続きまして、議案書の4ページの環境関係でございます。

12月19日には、東京都環境影響評価条例に基づく事後調査報告書を東京都に提出しております。この事後調査報告書は、事前調査の予測結果に対しまして、事後調査の結果が予測どおり生活環境に影響を与えていないかを評価するものでございます。事前評価と比較いたしまして、一部予測を上回る結果もありましたが、生活環境に影響を与えているということはありません。この報告書は、12月26日に東京都から東京都環境影響評価審議会に報告されましたが、特に問題となる指摘はありませんでした。

次に、1月9日には、20年度上半期に実施した谷戸沢・二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の公害防止協定等に基づく水質等調査結果と二ツ塚処分場内の大気中ダイオキシン類調査結果のまとめを公表しております。

調査結果でございますが、両処分場とも従来の調査結果と比較し大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。また、エコセメント化施設につきましても、排ガスや下水道放流水の調査結果から、同様に周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、既に組合のホームページでも公表しておりますのでございます。

また、2月3日から10日まで二ツ塚処分場内におきます冬季分の大気中のダイオキシン

類調査を実施いたしました。

続きまして、ISO関係でございます。

12月4日と5日に環境マネジメントシステムの定期審査を受け、1月14日付にて登録の継続確認を受けております。

次に、議案書5ページの裁判関係でございます。

現在、循環組合関係で、3件の訴訟が提起されております。

本組合が被告になっているもの2件、東京都などが被告になっているもの1件でございます。

それでは、まず、循環組合が被告になっているものについて、ご説明申し上げます。

1つ目は、「一般廃棄物最終処分場建設差止等請求訴訟」でございます。

この訴訟は、谷戸沢処分場・二ツ塚処分場に埋め立てたすべての廃棄物の撤去、二ツ塚処分場への廃棄物搬入及び埋立ての禁止等を求めて提訴されております。

平成18年9月に第一審の判決があり、組合側が全面勝訴しております。その後、原告が控訴いたしましたが、控訴人の数は、第一審の166名から59名へと約3分の1に減少しております。

控訴審は、東京高裁におきまして、12月18日に結審いたしました。なお、控訴審判決は、裁判所によりますと、3月末までに行われる見込みと聞いております。

2つ目は、「エコセメント化施設操業差止請求訴訟」でございます。

この訴訟は、エコセメント化施設から排出される有害物質の拡散などにより、環境破壊をもたらすなどとして施設の建設を差止めるという内容で提訴されております。

この訴訟では、専門委員制度が取り入れられております。現在、東京地裁八王子支部におきまして、進行協議を行っております。

次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と密接に関連するものについてご説明いたします。

「事業認定取消訴訟」と「収用裁決取消請求訴訟」でございます。

この訴訟は、都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定及び都収用委員会が行った収用裁決の取消し等を求めて提訴されているものでございます。

裁判は、併合審理されておきまして、第一審、第二審とも被告である都知事及び都収用委員会が全面勝訴しておりますが、その後、原告が上告したと聞いております。

ここに記載はございませんが、このほかに、立川市及び日野市におきまして、エコセメン

ト化施設に対する「違法公金支出差止等請求訴訟」が提起されております。

日野市の訴訟は、第一審、第二審とも市が全面勝訴しておりますが、その後、原告が上告いたしました。11月7日に上告が棄却されたと聞いております。

立川市の訴訟につきましては、第一審は市が全面勝訴し、原告が控訴しましたが、去る8月21日に判決があり、控訴が棄却され、原告が上告したと聞いております。

循環組合といたしましては、今後とも組織団体や東京都と協力して対応してまいります。続きまして、6ページの広報関係その他でございます。

まず、エコセメント広報事業でございます。

この事業は、組織団体や日の出町が主催するリサイクルフェスタ等に循環組合が出展をいたしまして、エコセメント事業を積極的にPRしていこうというものでございます。

次に、「三多摩は一つなり交流事業」でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツなどを通じて交流を深めるために実施しておりまして、大変好評を得ております。

次に、たまエコニュースでございますが、四半期ごとに、組織団体と日の出町の全世帯等を対象に135万部を発行しております。12月21日発行の第48号では、「エコセメント化施設が周辺環境への影響を及ぼしていない」ことなどの記事を掲載しております。

続きまして、7ページのエコセメント関係でございます。

エコセメント化施設は、平成18年7月の本格稼働以来、焼却残さの全量を埋立処分することなく、エコセメント化施設に受け入れ、処理し、エコセメントを出荷するなど順調に稼働しています。

昨年9月から12月までの焼却残さ受入量及びエコセメント出荷量は、記載のとおりでございます。なお、本年1月のそれぞれの量につきましては、集計中でございます。

次に、平成20年度修繕計画に基づく定期修繕、中間修繕を行っておりますが、問題なく終了しております。また、年末年始期間等は、12月27日から1月5日まで運転を休止しました。

以上で、経過報告を終わります。

議長（小林 義治君） 以上をもって、報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

以上をもって、管理者報告を終わります。

[日程第 5] 議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

議長（小林 義治君） 日程第 5、議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、
休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第 1 号 東京たま広域資源循環組合
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご
説明を申し上げます。

議案書 9 ページをお開き願います。

本案は、平成 20 年度人事院勧告並びに東京都人事委員会勧告の意見等を踏まえまして、
当組合職員の勤務時間の改正などを行うものでございます。

主な内容は、組合職員の正規の勤務時間の変更並びに休憩時間の廃止などの改定を行うも
のでございます。

詳細は、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） 引き続き、事務局より内容説明を願います。

鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から主な改正内容につきましてご説明させていた
だきます。

まず、議案書 13 ページの新旧対照表をお開きください。

左側上段の第 2 条でありますが、正規の勤務時間の規定でございます。第 1 項で、当該
時間を 1 週間について 40 時間であったものを 38 時間 45 分とし、第 2 項では、1 日につき 8
時間であったものを 7 時間 45 分とするものでございます。

第 5 条につきましては、総務省通知を受け、休憩時間を勤務時間が 6 時間を超える場合に

ついて、45分から1時間にするものでございます。

第6条は、これまでございました休息時間を廃止するものでございます。

この条例の施行日につきましては、4月1日としております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第6] 議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（小林 義治君） 日程第6、議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書15ページをお開き願います。

本案は、東京都に準じた給与体系をとっております当組合職員の給与条例につきまして、東京都の条例改正に沿った改正を行うものでございます。

主な内容は、給料表の改定及び地域手当の改定、並びに職務級の統合などを行うものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から主な改正につきましてご説明させていただきます。

まず、本案の趣旨でございますが、特に地域手当の割合につきまして、国による指定基準との関連で、各組織団体の議会の場におきましてもご審議をされた、または今後されるものと考えております。当組合につきましては、多摩地域26団体の広域的な事業を行う一部事務組合であり、組合の職員も、26の組織団体と東京都からの派遣職員で構成されている状況でございます。そうしたことから、地域手当の割合につきましては、東京都に沿った改定をしていくものでございます。

給料表等の体系につきましても、当組合は東京都に準じておりますので、東京都の体系にならしまして改定するものでございます。

内容は、本則で給料、職務給の統合など、附則で地域手当・期末手当の改正を行うものでございます。

それでは、17ページをお開き願います。

改正の方法は、現在の給料表の改正を行う第1条と、それ以外の改正を行う第2条のように、2条立てとしております。

第1条は、給料表の改定でございますが、現在の行政職給料表を平均で1.4%引き下げ、議案書18ページから20ページに掲げてございます別表のとおり改正するものでございます。この改正につきましては、3月1日からの施行を予定いたしております。

次に、飛びまして、21ページをお開きください。

本案第2条の改正でございます。

この説明につきましては、恐縮ですが、31ページの横になっております新旧対照表をご

らんください。

まず、第20条は、勤務1時間当たりの給料等の額の算出の規定でございますが、勤務時間条例の改正に伴い、算出係数を8から7.75にするものでございます。

第25条は期末手当、第26条は勤勉手当の規定で、それぞれの条の第4項は役職加算を定めたものであります。それぞれ同項中の3級を2級に改めるものですが、これは恐縮ですが26ページをお開きください。

職務の級につきまして、1級と2級を統合するものでございます。新たに8級制から7級制にする改定を行うことに伴う改定でございます。この職務の級の統合する趣旨は、その区分の意義が薄れてきていることによるものでございます。なお、現給与表において1級及び2級に該当する職員はおりません。

恐れ入りますが、また31ページにお戻りいただきます。

第26条第4項は、勤勉手当の規定でございますが、次の32ページのところでございますが、32ページの期末手当基礎額を勤勉手当基礎額に改正いたします。これは文言の訂正をするものでございます。

次に、22ページにお戻りいただきまして、ここから24ページまでの別表は、職務の級の統合後の給料表でございます。

これら第2条の改正につきましては、4月1日からの施行を予定いたしております。

次に、25ページをお開きください。

附則でございますが、第1項は、施行期日の規定でございます。

第2項は、地域手当の規定でございます。地域手当につきましては、冒頭述べましたとおり、東京都に沿った取り扱いをするもので、本則は平成19年に本条例第11条第2項の改正として既に18%としたものでございますが、今回は暫定措置である現行の14.5%を16%とするものでございます。この規定は、3月1日に施行を予定しております。

第3項の規定は、第1条の給料及び地域手当に係る改正の所要の調整といたしまして、3月の期末手当について0.014か月を減じまして、0.25か月から0.236か月に改め支給する規定でございます。この規定は、3月1日に施行を予定いたしております。

附則第4項及び第5項は、先の職務の級の統合に係る規定で、第4項は職務の級の切り替えに関する規定、第5項は給料表の号級の切り替えに関する規定でございます。切替表につきましては、26ページから29ページまでのとおりでございます。この規定は、4月1日に施行を予定いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

山井議員。

5番（山井 正作君） 青梅の山井でございます。

ただいま提案のありました組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の中の23ページ、別表（第4条関係）であります。この1級から7級までになっておりますけれども、この最高号給、例えば1級でいきましたら100号給なわけですが、このそれぞれの最高号給の人数はどれぐらいいらっしゃるのか、まず1点目、伺います。

それから、2点目であります。この最高号給の対象者の業務内容と、それからこの表を見ますと4号給別に線で引くようになっておりますけれども、例えば私が単純に判断をすると、毎年1級ずつ昇級していくとすると、100号給も最高あるので、失礼しました、153まであるわけですが、そうすると毎年1つずつ上がっていくわけにいかないわけなので、この表の意味合いですね、どんなふうになるのか、概要についてお伺いをいたします。

議長（小林 義治君） 風間総務課長。

総務課長（風間 智君） ただいまのご質問の給料表の1級から7級までの最高号給の対象者数ということがまず1つ目のご質問で、お答えしますけれども、提案説明でもございましたように、7級制についての改正につきましては、現在の1級と2級を統合するという、これは4月1日から行おうとしておまして、現在の8級制での職員の等級が7級制にそのまま移行したものとしてお答えさせていただきたいと思っております。

それによりますと、7級では41号給、6級では42号給、5級では103号給、4級でも103号給、3級では72号給、2級では125号給、各それぞれ1名おまして、1級に該当する職員はございません。

それから、2つ目の業務内容ということでございますけれども、7級につきましては事務局長の職務、6級につきましては参事の職務、5級につきましては課長または副参事の職務、4級につきましては課長補佐の職務、3級につきましては係長または主査の職務、2級につきましては主任の職務、1級につきましては主事の職務としての業務を行うものでございます。

それから、この給料表の構造といいますか内容でございますけれども、これは平成18年に人事考課を念頭といたしまして4分割の表を導入しております。標準の勤務成績では、4

号給の昇給となりますけれども、成績に応じまして6号給の範囲内で昇給もあり得ます。また、降任につきましても規定してございます。

説明は以上でございます。

議長（小林 義治君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第7] 議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）

議長（小林 義治君） 日程第7、議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入では前年度の決算剰余金を増額予算として計上し、歳出ではエコセメント化施設運營業務委託につきまして、昨年中の原油価格高騰により、当初予算に不足が生じたため、当該委託の増額を行うとともに、不測の事態に備えるため、財政調整基金に積み立てる補正を行うものでございます。

補正予算の規模は、議案書35ページに記載のとおり5億3,597万9,000円を歳入歳出それぞれ増額し、総額を119億8,693万6,000円とするものでございます。

詳細は、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。議長（小林 義治君）引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から補正予算の主な内容につきましてご説明させていただきます。

まず、36ページ、37ページをお開きください。

議決を受けます「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳入が第5款 繰越金 第1項 繰越金で5億3,597万9,000円の増額をし、右ページの歳出では、第3款 衛生費 第1項 清掃費で1億5,914万4,000円を、第5款 諸支出金、第1項 基金費で3億7,683万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

39ページ以降の「平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算説明書（第2号）」により、内容を説明させていただきます。

42ページ、43ページをお開きください。

42ページの歳入でございますが、第5款 第1項 第1目 繰越金 第1節 前年度繰越金につきまして、当初予算では1億5,000万円を計上しておりましたが、平成19年度決算におきまして確定をいたしました6億8,597万9,000円の決算剰余金を前年度繰越金として予算計上するために、決算剰余金から当初会計計上額を差し引きました差額分5億3,597万9,000円を増額補正するものでございます。

下の43ページをごらんください。歳出でございます。

まず、第3款 衛生費 第1項 清掃費 第4目 エコセメント事業費でございますが、第13節 委託料で右側の説明欄に記載のございます施設運營業務委託につきまして1億5,914万4,000円の増額補正をするものでございます。当該委託につきましては、当初予算額は39億8万3,000円でございます。施設の稼働に当たりましては、重油を主な燃料としておりまして、最近ではその価格は落ちつきを見せているものの、昨年中の価格高騰の影響を

受けまして、当初予算に不足が生じたため、増額補正を行うものでございます。

次に、第5款 諸支出金 第1項 基金費 第1目 基金費でございますが、第25節 積立金を3億7,683万5,000円を増額するものでございます。これは歳入の前年度繰越金補正額5億3,597万9,000円から歳出の衛生費のエコセメント事業費の補正額1億5,914万4,000円を差し引いた額でございます。この額を不測の事態に備えるために、説明欄にございます財政調整基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（小林 義治君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 平成20年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）を、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第8] 議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金について

[日程第9] 議案第5号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議長（小林 義治君） 次に、日程第8、議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び日程第9、議案第5号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算については、ともに関連がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第 4 号 平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金について及び議案第 5 号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算について、あわせて提案理由の説明を申し上げます。

議案第 4 号につきましては、議案書45ページから、議案第 5 号につきましては、議案書 51ページからとなります。

平成21年度予算案は、経常的な経費の抑制に努める一方、公債費の伸びなどにより、全体として約 3 %の伸びとなっております。

それでは、議案書45ページをお開き願います。

議案第 4 号 平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明申し上げます。47ページをお開き願います。

本案は、平成21年度の組織団体の負担金につきまして、総額93億3,000万円のご負担をお願いするものでございます。これは、総額で前年度と同額としております。

次に、51ページの議案第 5 号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてのご説明を申し上げます。

53ページをお開き願います。

予算案は、第 1 に、歳入歳出予算ともに117億4,175万7,000円とし、第 2 に、一時借入金の最高額を10億円とするものでございます。

主な計上事業は、エコセメント事業費56億円余、並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場費22億円余などでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（小林 義治君） 引き続き、事務局より内容説明をお願いいたします。

鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） それでは、私から平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金及び一般会計予算についてご説明申し上げます。

説明の順序は、まず予算についてご説明いたしまして、その後、負担金についてご説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、着席にてご説明させていただきます。

それでは、予算案の内容につきましては、別冊でございます一般会計予算及び同説明書に

より、説明させていただきます。

まず、7ページから9ページでございます。

こちらには、事項別明細書の総括表を掲載してございます。

歳入歳出予算は117億4,175万7,000円、前年度当初予算比で3億5,080万円、3.08%の増となっております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金では、管理費分4億3,485万9,000円、事業費分88億9,514万1,000円の合計93億3,000万円でございます。

なお、算出方法などは後ほどご説明いたします。

第2款 都支出金 第1項 都補助金は、二ツ塚処分場内の残存緑地の林相転換を実施するに当たり、「色彩豊かな森事業」という名称の東京都補助金163万2,000円を活用するものでございます。

第3款 財産収入は、2,162万7,000円を計上しております。第1項 財産運用収入は、谷戸沢処分場隣接地を斎場組合などに貸し付けている土地の賃料と基金の普通預金利子及び国債等による運用利子でございます。

次の12ページ、13ページをお開き願います。

第4款 繰入金は、12億8,609万5,000円を計上しております。第1目 周辺環境整備対策基金繰入金2億円は、日の出町特別交付金として平井川の環境整備等に充てる目的として計上しております。第2目 組合債償還基金繰入金3億7,000万円は、公債費の償還に充てるものでございます。第3目 最終処分場等施設整備基金繰入金5億1,000万円は、エコセメント化施設の修繕費に充てるものでございます。第4目 財政調整基金繰入金2億609万5,000円は、財源の不足分を計上いたしております。

第5款 繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円として計上いたしました。

第6款 諸収入 第1項 組合預金利子は、800万8,000円で計上しております。昨年度に比べまして423万円ほど伸びておりますが、これは昨年度の予算におきまして、歳計現金につきまして預金利子のみを計上し、債券運用の計上がなかったことによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

第2項 雑入でございますが、主な項目を明示してございます。谷戸沢・二ツ塚両処分場

の維持管理業者が使用する光熱水費等の公共料金のほか、エコセメント化施設運營業務の受注者が使用する電気料や上下水道料等を、総計予算主義に基づき組合が支出する歳出見込額と同額を受注者からの歳入といたしまして計上いたしました。また、製造されるエコセメントの売却益などを含め、雑入は9億4,439万5,000円を計上しております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

なお、委託料と工事請負費につきましては、説明欄には主な事業のみを掲載してごさいます。全件一覧につきましては、別紙資料に掲げてごさいます。

それでは、予算及び予算説明書の16ページ、17ページをお開き願います。

第1款 議会費でございす。議員報酬を初め、議会の諸活動に要する経費として1,050万9,000円を計上しております。前年度に比へまして149万3,000円の増額となっておりますが、これは、隔年で実施しております行政視察経費の計上などによるものであります。

次に、第2款 総務費は、第1項 総務管理費と第2項 監査委員費を合わせますと、お戻りいただきまして、8ページに記載してごさいますが、1億3,351万7,000円で、前年度に比へまして291万4,000円の増額となっております。主な増要因は、議会費と同様、行政視察の実施経費の計上などによるものでございす。

16ページにお戻りください。

第1項 総務管理費は、理事の報酬や事務局長、総務課職員の人件費、その他事務的経費や行政視察関係経費などでございす。各費目につきましては、16ページから21ページに記載してごさいます。

20ページ、21ページの第2項 監査委員費でございす。監査委員報酬を初め、監査委員の活動に要する諸経費となっております。

続きまして、おめくりいただきまして、22ページ、23ページ、第3款 衛生費でございす。また8ページにお戻りください。衛生費全体では81億4,917万8,000円を計上し、この額は9ページの右の構成比欄にごさいすように、全体予算総額の69.4%を占めております。前年度対比では2億1,287万2,000円の増となっております。

また、お戻りいただきまして、22ページ、23ページでございす。

第1目 清掃総務費は、事務局長、総務課職員以外の職員の人件費やその他事務諸費用などの経費として2億9,490万7,000円を計上しております。前年度対比では460万円の減額でございす。減額の主な理由は、組合広報誌、これはたまエコニュースでございすますが、この作成を年4回から年2回に縮減したことなどによりす。

各費目でございますが、第13節 委託料では、組合ニュースの発行や平成23年度から実施予定の第4次廃棄物減容(量)化基本計画策定調査委託などに係る経費でございます。

第14節 使用料及び賃借料は、二ツ塚処分場管理センターに府中勤務職員等が出向く際、公共交通機関が存在しませんので、タクシーを利用することになるための自動車借上料などでございます。

第19節 負担金、補助及び交付金には、三多摩は一つなり交流事業の補助金などを計上してございます。

次に、24ページ、25ページをお開きください。

第2目 二ツ塚処分場費ですが、17億6,565万3,000円を計上しております。前年度対比では3,243万円の減額としております。減額の主な要因としましては、不燃残さの埋立量の減少や工事請負費の減などによります。

各費目でございますが、第13節 委託料は、説明欄記載のとおり、警備及びゲート受付・交通整理業務など管理業務関連で1億7,773万9,000円、廃棄物埋立作業業務など運営及び維持管理関連で1億2,510万円、浸出水処理施設運転管理業務など浸出水処理業務関連で1億1,480万円、生活環境モニタリング調査など環境調査関連委託で1億3,000万円、合わせて5億4,763万9,000円を計上しております。

第14節 使用料及び賃借料は、二ツ塚処分場関連の土地借上料や次ページにございます公用車借上料などでございます。

第15節 工事請負費は、計画的な工事として生物化学処理槽混和槽防食塗装工事を施工するため、2,100万円を計上しております。

第19節 負担金、補助及び交付金10億2,000万円でございますが、この内訳は二ツ塚処分場設置に係る地元への地域振興費が6億円、秋川流域開発振興協議会への交付金が2,000万円、また平井川の環境整備等を目的として支出する日の出町特別交付金が4億円となっております。

次に、第3目 谷戸沢処分場費でございます。予算額は4億8,274万8,000円で、前年度対比3,109万3,000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、昨年度施工した仮調整池補修工事の終了などによるものでございます。

各費目でございますが、第11節の需用費には浸出水処理施設用の消耗品費や光熱水費、修繕料等1億1,902万円を計上しております。

第13節 委託料には、場内施設管理業務など維持及び管理業務関連で1億1,824万円、浸

出水処理施設運転管理等業務など浸出水処理業務関連で5,910万円、次ページの生活環境モニタリング調査など環境調査業務関連で1億2,450万円、合わせて3億184万円を計上しております。

28ページ、29ページの第14節 使用料及び賃借料は、処分場内の町有地、国有地の借上料などでございます。

第15節 工事請負費では、第3期埋立地表面排水側溝設置工事の施工のため、800万円を計上しております。

第19節 負担金、補助及び交付金は、日の出町との協定に基づき水質調査等の負担金として、昨年度より200万円を減じまして1,800万円を計上しております。

次に、第4目 エコセメント事業費でございます。エコセメント事業費は56億587万円、前年度に比べ2億8,099万5,000円の増額となっております。増額の主な要因は、エコセメント化施設の電気料金の上昇などによるためでございます。

各費目でございますが、第11節 需用費では、施設稼働に伴う電気料及び上下水道の光熱水費が8億6,380万6,000円、毎年のメンテナンスに必要な経費として修繕料7億円など、合わせて15億6,437万4,000円を計上しております。

第13節 委託料では、施設運営業務など運営及び管理業務関連で40億1,006万1,000円、環境モニタリング調査など環境調査業務関連で1,793万1,000円、エコセメント事業の周知と理解を図るための広報業務関連で819万6,000円、合わせて40億3,618万8,000円を計上しております。

第14節 使用料及び賃借料は、施設運営のための特許料及び発生する一般廃棄物の処理状況確認のための出張時の自動車借上料を計上しております。なお、特許料にあつては実施料率変更により昨年度より減額となっております。

第19節 負担金、補助及び交付金は、青梅市が実施いたしますエコセメント化施設の環境調査に対する負担金として50万円を計上してございます。

衛生費は以上でございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。

第4款 公債費は、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント事業の建設工事に係る政府債及びエコセメント化施設に係る東京都の区市町村振興基金の償還金で、元金及び利子の合計で34億2,543万9,000円を計上しております。前年度に対しまして1億5,118万8,000円の増額となっております。なお、公債費につきましては、平成20年度からエコセ

メント化施設建設に係る元金の償還が本格的に始まりましたため、平成24年度までが償還のピークとなりまして、中でも平成21年度が最大となっております。

第5款 諸支出金は、第1項 基金費として基金の利子の積立金として1,311万4,000円を計上しております。前年度に対しまして766万7,000円の減額で計上しておりますが、これは基金の繰り入れに伴う残高の減少によるもの、また債券運用に当たり利回りが昨年度より低くなると見込んだことなどによるものでございます。新年度におきましても、資金の運用管理に当たりましては、国債等により安全で効果的な活用を図ってまいります。

次に、32ページ、33ページの第6款 予備費でございますが、1,000万円を削減し、1,000万円として計上しております。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、34ページから40ページまでは、給与費の明細書、それから42ページ、43ページは、債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、44ページ、45ページには、歳入歳出経費別内訳を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、関連一括議題となっております平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明いたします。

議案書にお戻りください。

議案書45ページの議案第4号でございます。お開きいただきまして、47ページに21年度の組織団体の負担金一覧、さらにめくっていただきまして、48ページには負担金の前年度対比、49ページには算出方法と内訳が記載されてございます。

49ページでございますように、管理費分につきましては、均等割と人口割で算出してございます。事業費分につきましては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント事業のそれぞれに係る負担金を合計して算出しております。

なお、平成21年度の負担金の算定に当たりましては、第2次及び第3次減容(量)化計画に対する精算が織り込まれてございます。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況にかんがみ、歳出額の増となる中において、その抑制に努めたところでございます。

以上、第4号議案及び第5号議案につきましてご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(小林 義治君) 以上をもって説明は終わりました。

議案第4号、第5号について、一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

亀倉議員。

14番（亀倉 順子君） それでは、質問させていただきます。

予算書と同時に提出いただきました明細書に関連して質問させていただきます。

この21年度当初予算でも、委託の部分、工事請負の部分が大変多くなっておりますね。当組合の特徴的なところというふうに思います。

そこで、今回のお示しになられている委託料等々も含めて、これらは一般競争入札あるいは特命随契、いろいろな手法があるかと思いますが、実績をまず伺っておきたいと思います。昨年度実績あるいは19年度実績をお示しいただいて、なお入札の方法によっては特命随契等々おありになると思いますので、その基準ですね、法に基づいた上での当組合が持っている基準がありましたらお示しいただきたいと思います。

議長（小林 義治君） 風間総務課長。

総務課長（風間 智君） ただいまの契約に関するご質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、契約の実績、今までの実績でございますが、平成19年度の契約状況を申し上げます。

契約の件数は、合計で142件ございまして、そのうち指名競争入札が24件、随意契約が118件ということで、割合にいたしますと指名競争入札が17%、随意契約が83%となっております。

それで、工事につきましては、実績が2件ございまして、これは内数でございますが2件とも指名競争入札で実施してございます。

それから、法に基づく関係ということでございまして、これにつきましては、地方自治法の234条及びその自治法の政令第167条及び第167条の2のそれぞれ各条項の規定に基づきまして、適正、公平に契約を行っているところでございます。

以上です。

議長（小林 義治君） 亀倉議員。

14番（亀倉 順子君） ありがとうございます。

そこで、お伺いを、確認と加えてやらせていただきたいと思います。

今、課長からご説明がありましたように、本組合のこの事業をやっていく上で、このような大きな委託事業は当然あろうというふうに私も理解をしております。

そこで、特命随契が全体の83%を占めているという、こういう現実の中で、先ほどの管理者のごあいさつの中にも、歳出の削減に努めていくんだというごあいさつがございました。それぞれの構成団体も、ともにそういう努力をしている実態があるかと思えます。

そこで、特命随契というのは、競争入札が、競争が働かないわけでありますから、逆にそういうものをやるときには、法に基づいた上でのかつ公正、公明な手法というものを努力していく必要が一層あるのではないかというふうに私は考えます。

そこで、私の国分寺市等々なんかこの努力をしているわけですがけれども、特命随契にする理由ですね、合理的な理由というのが法律にもございますけれども、あわせてそのガイドライン等々、当組合なんかでも検討し、努力していくというお考えはお持ちでしょうか。

議長（小林 義治君） 風間総務課長。

総務課長（風間 智君） 随意契約が83%ということで、多いということでございます。それで、亀倉議員がおっしゃったように、各組織団体も今財政状況というのは非常に厳しいというのは認識しているところでございます。契約につきましても、適正に競争原理を働かすというのが一般的なことで、法律につきましても、一般競争入札が原則であるというところは重々理解しているところでございます。

当組合は、一般廃棄物の最終処分の事業を行っているということで、非常に特殊性が求められている、あるいはその技術力、専門性、または継続性なども求められているということがございます。それと、地元日の出町に処分場を設置させていただいているということもありますので、地元の信頼を得ると、これは契約から若干外れるのかもしれませんが、そういった意味で、十分熟知された業者が必要となる場合がございます。

そういったところから、当組合につきましても、若干随意契約が多くなっているというようなことでございます。

以上でございます。

議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

瀧島議員。

24番（瀧島 愛夫君） 本来なら管理者の報告のところで質問すればよかったのかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど、管理者からのお話がありましたけれども、日の出町へお支払いをしています地域振興費につきまして、21年度で協定が切れて、また改めて協議をするということでございますけれども、去年、日の出町の広報で、当組合から支払っております地域振興費について、

日の出町が経常収支比率が114.1%で、東京ワーストワンだという報道がありまして、その後、広報誌で、当組合から出ている振興費を経常収入として算入をすれば94%になって正常だというのが載っていますし、また公でも発言をされている状況です。

それで、協議の相手方がこの10億円余のお金が経常収入だという認識のもとにこの協議に臨んでくると思われますので、当組合としてどのようなお考えで協議に臨むのか、その点お聞かせいただきたいと思います。これ、やはり多くなりますと、構成市がそれなりの負担をしていかなければならないという状況でございますので、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（小林 義治君） 鈴木事務局長。

事務局長（鈴木 秀章君） 今、御指摘の日の出町の地域振興費でございます。

冒頭、管理者が申し上げましたように、今回13年ぶりのこの地域振興協定というものが係わってくるわけでございます。現時点では、20年度、21年度の地域振興費及び日の出町特別交付金、それぞれ地域振興費で6億円、それから今回、今予算で審議していただいております特別交付金が4億円、合計10億円で20年度、21年度予算及びその予算議案として出しておるところでございます。

22年度以降の地域振興協定についてでございますけれども、今後、日の出町と協議していくことになるところでございます。その際には、議員ご指摘の視点も踏まえまして、ごみの安定的、継続的処理に支障を来すことがないように、事務局、組合同、鋭意かつ誠実に努力をしてまいる所存でございます。

議長（小林 義治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

これより議案第4号、第5号について一括して討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） 続いて、賛成討論の発言を求めます。

臼井議員さん。

7番（臼井 伸介君） 7番、昭島の臼井でございます。

議案第4号及び第5号について、賛成の立場から討論を行います。

平成21年度の歳入歳出予算案は117億4,175万7,000円と前年度対比3.08%の増額となっております。予算の伸びの理由は、説明にあったとおり、主に平成21年度が公債費についてのピークを迎えることなどに起因するものと理解しました。二ツ塚・谷戸沢両処分場の管理運営経費については、埋立処分する量が減ったとはいえ、これまで埋め立てられたごみの関係する施設の維持管理や関係調査等の経費も考えられ、それほど経費は急には減らせないと考えられる中、その削減の努力が認められる予算であると考えます。

また、特に組合広報誌の発行回数の減などにも踏み込み、経費の削減努力が各所にうかがえる予算であると思います。

エコセメント事業については、経費的には高い水準にありますが、順調に稼働しているということであり、これは処分場の有効利用につながるとともに、多摩地域のリサイクルに寄与しているものと理解しました。

歳入を見ますと、歳出額が増額になっているにもかかわらず、93億3,000万円と前年と同額に抑制努力されたものと理解いたしました。

これらのことから、循環組合の予算案には賛成いたしますが、各地方自治体、法人関係税の落ち込みがあり大変厳しい状況であります。循環組合は、市の財源が組織団体からなる負担金であることを踏まえ、予算の執行に当たっては一層の効率的な運営に努めていただきたいと考えております。

最後に、谷戸沢そして二ツ塚の両処分場に受け入れやエコセメントの事業にもご理解、ご協力いただいている日の出町の地元の皆さんに感謝申し上げますとともに、その信頼にこたえるよう各施設について万全の管理を行い、管理者を初め事務局職員が一丸となって事業の遂行に当たられることを期待して、賛成討論といたします。

以上。

議長（小林 義治君） ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（小林 義治君） これをもって討論を終了いたします。

まず、議案第4号 平成21年度東京たま広域資源循環組合負担金についてを、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成21年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算を、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（小林 義治君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

そのほかといたしまして、事務局から発言の申し出があるようですので、お願いいたします。

風間総務課長。

総務課長（風間 智君） 2点、ご連絡を申し上げます。

まず1つ目でございますが、本日、お手元に資料といたしまして事務事業監査報告書をご配付させていただいております。これは昨年12月に当組合管理センターの事業の事務事業監査を行ったものの報告書でございます。監査結果等が記載されてございますので、お目通しいただければと存じます。

次に、ポット苗の育成事業に関することございまして、組合の敷地内におきましてドングリなどの広葉樹林を育てる事業に青梅市立第6小学校の児童のご協力をいただき、ポット苗を育てていただきましたが、この植樹を3月3日に二ツ塚処分場で行うことになりましたので、ここでご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（小林 義治君） 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

午後2時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 小 林 義 治

第4番議員 田 中 順 子

第13番議員 鈴 木 忠 文